

大数の法則と保険プール： 普通保険約款に関する若干の考察(2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学経営学会 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): 大数の法則, 保険プール, 普通保険約款, 保険の政府規制 キーワード (En): 作成者: 吉川, 吉衛 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/records/2000579

Title	大数の法則と保険プール：普通保険約款に関する若干の考察(2)
Author	吉川, 吉衛
Citation	経営研究. 58(2); 1-22
Issue Date	2007-07
ISSN	0451-5986
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経営学会
Description	

Osaka City University

大数の法則と保険プール

— 普通保険約款に関する若干の考察 (2) —

吉 川 吉 衛

- 1 はじめにー保険約款と保険プールー
- 2 保険のメカニズム
 - 2.1 リスク移転とリスク集積
 - 2.2 リスク移転、リスク集積、そしてリスク分散
 - 2.3 保険の法学的把握
- 3 大数の法則と保険プール
 - 3.1 保険と大数の法則
 - 3.2 保険プールの仕組みー収支相等の原則と給付反対給付均等の原則ー
- 4 保険業に対する政府規制
 - 4.1 企業実務における大数の法則等の取扱い
 - 4.2 保険業（保険事業）に対する政府規制
- 5 保険約款と大数の法則ーむすびに代えてー
 - 5.1 保険約款と普通保険約款
 - 5.2 普通保険約款と大数の法則

1 はじめにー保険約款と保険プールー

保険契約は、約款による契約であるから、契約当事者は、保険約款に則して契約を締結する。しかし、原点にもどって考えてみると、それはいったい何故であろうか。それは、多数の契約を約款により一律に定型化することが、ある種の事業運営にとって合理的だからである。しかし、保険事業ないし保険業の場合には、それだけでなくさらに、いま1つの要因があるからだと考えられる。山下（2005）によれば、「保険の仕組みを合理的に実現するにはプールするリスクが保険加入者を通じて均質になっていなければならないという特別の事情があることにもよる……このような画一性へのより高い要請がある」¹⁾という。ところで、たとえば個別合意による約款の修正問題について、山下（1980b）は、その成立を認める旨を述べていたが²⁾、同（2005）では、この問題はきめ細かく考える必要があると主張している³⁾。

吉川（2007c）は、保険契約には相当程度の外部性があることを論じた。ここに、「外部性とは、ある者の意思決定が、その意思決定の当事者ではない誰かに影響を及ぼすこと、……AのBとの取引が、取引の当事者ではないC、DやEに、たとえば騒音や煤煙といった形で影

響を及ぼす結果となった場合には、C、DやEへのその影響は『外部性』(externalities)と呼ばれる。」⁴⁾というコースの定義の意味のものである。

さて、保険契約の外部性とは、近代的保険契約の2つの特色に関するものである。第1に、当該契約とは、その個別の契約を通じて保険プールを形成し、維持・管理するものであり——その意味で二当事者にとってみれば——、外部性がある契約だということである。いいかえれば、その個別の契約に外部性があることによって、保険は近代的保険たり得るのである。第2は、近代的保険契約においては——たとえば、旧日本保険業法10条3項の1995年(平成7年)新保険業法における削除と、その後の保険会社の経営破たんが連続したことにとまなう2003年(同15年)業法改正に際しての、その実質的復活において、また、後に論じる「保険契約の包括移転」(本稿5.2)において、典型的にみられるように——、個々の保険契約者(被保険者)の同意よりも、保険プールの形成とその維持・管理が優先されることである。

このような意味において、近代的保険契約は、近代的契約法理論では、少なくともそれだけでは、捉え難いものである。近代的保険契約には、その個別の契約を通じた保険プールの形成とその維持・管理があり、外部性がある、少なくとも相当程度の外部性があるということである。そうして、筆者は従来、吉川(1979b)において、「契約締結にあたっての個別諸事情を顧慮すべきでない」⁵⁾と論じていた。

このように、山下友信教授と筆者は、保険プールと保険約款の関係について認識をおおむね共有すると、筆者には思われるのだが、個別事情や個別合意の取り扱い、また旧日本保険業法10条3項の規定の評価⁶⁾をめぐるっては、意見があい対立することがある。

そこで、まず本稿では、保険の捉え方についての考察を行なったうえで(本稿2)、筆者の約款論のよってきたるゆえんの1つである大数の法則と保険プールについて、原理的な検討を行い(同3)、かつ保険業に対する政府規制について、分析を行うこととしたい(同4)。最後に、約款と大数の法則の企業実務における取り扱われ方について、若干のことを論じたい(同5)。

2 保険のメカニズム

2.1 リスク移転とリスク集積

保険は、K. J. アローのいう条件つき財であり、このような保険を大数の法則の作動を通じて実現するシステムが、保険プール(insurance pool, 保険団体)である⁷⁾。この保険プールを私営保険として担うものが、保険会社(保険者)である。そこで、それらの全体を保険のメカニズムと呼び、原点にもどって考察することとしたい。

先ず、保険とは、改めて何か。保険とは——アロー(1965)によれば——、「現在の金銭[保険料]と特定の事象(event)の発生を条件として支払われる金銭[保険金]との交換」⁸⁾であり、条件つき財である。そして、その保険のエッセンスは、「リスクの移転(シフト)」⁹⁾であるという。

リスク移転が保険のエッセンスだというのは、いったい何故か。リスク移転が、いうまでもないことだが、保険のメカニズムの核心を捉えたものだからだ、と筆者には思われる。また、アロー（1965）によれば、リスク移転によって、契約両当事者が良化され、資源の効率的な配分がなされるからだという。また、リスク移転によって、諸個人はリスクな活動に従事することができる。それゆえ、社会は増加生産により良化されるという。さらに、やや立ち入って、保険プールに即して、アローにもとづき論じることとしよう。

いずれの社会であれ、所与のリスクを担わなければならない主体がいる。ところで、それらのリスクは、リスクをプールする富や能力を通じてそのリスクをベストに負担できる機構へ移転されることが、関係者全員にとって有益である。それは何故かといえば、当該の機構は、多種多様なリスクのポートフォリオ——それぞれが異なるリスクの集合から成る——をもつことができるので、その機構は、プーリングを通じて低減された集積リスクという便益を引き出すことができるからだという¹⁰⁾。

以上が、保険のメカニズムに関するアロー論文の骨子である。そこでは、①ある機構へのリスクの移転と、②その保険プールにおけるリスク集積が論じられている。しかし、当該論文では、吉川（2002）のいう「リスクの移転は、同時に保険プールを通じてリスクの分散となる。」¹¹⁾ことが論じられていない¹²⁾。

2.2 リスク移転、リスク集積、そしてリスク分散

2.2.1 リスク転嫁、リスクプーリング、リスク分散

保険の機能とは、Abraham（2000）によれば、①リスク転嫁（risk-transfer）：大きな損失をこうむる小さなリスクを、リスク回避的でない、または中立的な保険者に転嫁する機能、②リスクプーリング、すなわち多様化（pooling, or diversification）：多数の均質かつ独立なリスクをプーリングし、大数の法則により、全体としてのリスクを低減する機能、そして、③リスク分散（risk-allocation）：リスクに応じた価格で集積することにより、リスクを被保険者グループに分散する機能、であるという¹³⁾。

2.2.2 リスク移転、リスク集積、リスク分散

保険は、リスク移転、リスク集積、リスク分散というそのすべての機能を備えている、と吉澤（2006a, b）はいう。

①リスク移転（risk transfer or risk shifting）とは、リスク・ヘッジャーにおけるリスクの当初存在が、リスク・ティカーに移転されることである。

②リスク集積（risk pooling）とは、同質で、相互独立のリスクを多数集積することである。それにより、大数の法則と中心極限定理が働き、リスク団体全体の当該リスクによる経済的不利益の総額を予測可能なものとすることができる。しかし、無限にリスクを集積することはで

きないので、リスク・ティカーには分散リスクが残る。そこで、安全割増 (safety loading; risk premium) が必要となる¹⁴⁾。

③ リスク分散 (risk distribution or risk allocation) とは、リスク・ヘッジャーが行う当該リスク団体への期待値相当額の拠出を通じて、各リスク・ヘッジャーにリスクの分散がなされる。つまり、個々のリスク・ヘッジャーの不安定なリスク (正確には、分散リスクが相対的に大きいリスク) が、他人の多数のリスクの極小部分の集合という安定的なリスク (正確には、分散リスクが相対的に小さいリスク) に変換される¹⁵⁾。

2.2.3 小 括

以上を、筆者の見地から簡単にまとめておく。保険は、条件つき財 (アロー) であり、これを多数の法則の作動を通じて実現するシステムが、保険プールである。このような保険は機能として、リスク移転 (shifting risk)、リスク集積 (risk-pooling)、リスク分散 (allocating risk) をもつ。そのことにより —— 本稿3の考察を先取りすることになるが —— 各保険契約者がもつ不確実性を、保険者による保険保護という条件つき確定給付に変換することができる。

2.3 保険の法学的把握

山下 (2005) は、保険契約法 (商法) における保険の定義の要素は、① 一方当事者の金銭の拠出 (保険料)、② 他方当事者の偶然の事実の発生による経済的損失を補てんする給付 (保険給付)、③ ①と②が対立関係にたつという要素だけでなく、④ 収支相当原則、および⑤ 給付反対給付均等原則も、そうであるという。それは何故かといえば、商法では、告知義務や危険の増加に関する通知義務等が規定されているからだという¹⁶⁾。

保険監督法に関して英米では、① から③ までで保険とされ、④ や⑤ は保険の必須の要素ではないと位置づけられる傾向が顕著だという。そして、山下 (2005) は解釈論として、④ や⑤ の意味内容は、絶対的なものではなく、保険の範囲が過剰とならないように補助的な基準を随時用いることが適切であると主張している¹⁷⁾。

3 多数の法則と保険プール

3.1 保険と多数の法則

3.1.1 歴史通観的保険と近代的保険

経済社会で営まれており、かつ実定法が規制する保険事業、または保険業 (insurance business) を本稿で考察したい。そのためには、特定の保険を考察の対象とすべきである。それは、今井 (2005) が指摘し、吉川 (2006; 2007c) も同意するように、たとえば14世紀の北イタリア商業都市の海上保険で、また1992年のシカゴ商品取引所に上場されたデリヴァティブ商品においてもみられる歴史通観的保険ではない。考察の対象とすべきは、近代的保険である。

近代的保険とは、吉川（2002）の言説では、保険取引において人的信頼関係が失われつつある、または失われた社会における保険であって、そこでは原始的な後払いの保険取引は成立せず、前払い保険料を要請する。前払いであるためには、確定保険料でなければならず、保険料を確定するには、将来の保険事故発生の確率が大量の法則（law of large numbers）によって把握されていなければならない。この大量の法則が作動するには、一定の多数リスクまたは多数契約が集積されていなければならない、そのような多数リスクまたは多数契約を集積し、かつ分散するものが、保険プールないし危険団体である¹⁸⁾。

そこでまず、大量の法則とは何か、また、それはいかにして見いだされたのかを論じたい¹⁹⁾。

3.1.2 大量の法則における数学的命題と統計的確率

確率論においてベルヌーイの定理といわれる大量の法則とは、横尾編集代表（1978）によれば²⁰⁾、次のものである（ベルヌーイについては、本稿3.1.3参照）。「ある確率事象 E の先験的確率を $Pr(E)$ とし、 n 回の観察中にこの事象 E が r 回生起したとする。このとき、相対的頻度 r/n と先験的確率 $Pr(E)$ との差が任意に与えられた正の（小）数 ε をこえない確率は $n \rightarrow \infty$ で収束する。すなわち、

$$\lim_{n \rightarrow \infty} Pr\left(\left|\frac{r}{n} - Pr(E)\right| \leq \varepsilon\right) = 1$$

」²¹⁾

これは、平たくいえば、事象 E の観察数を十分に大きくすることで、相対的頻度 r/n をかぎりなく先験的確率 $Pr(E)$ に接近させることができるということである。ベルヌーイの定理とは、確率事象の経験的確率と先見的確率を確率的に関係づける数学的命題である。その定理は、事象 E の生起確率がそれぞれの観察について、すべて同一不変であるという前提に立つ。その後、S. D. ポワソンは、生起確率が同一でなくても、その命題は成立するとした。さらに、この命題は、いっそう自由な前提からも証明できることが P. L. チェビシェフによって明らかにされ、一般化されたという²²⁾。

ところで、ある集団には、集団性という統計的法則がある。集団性とは、一定の標識をもつ集団全体に特有な性質である。それは、集団全体にのみ妥当する性質（法則）であり、集団を構成する個々の単位には、必ずしも常に妥当するとは限らない。それは何故か。集団において、個々の単位が有する、その特有の偶然的要因は、相互に中和され相殺される。その結果、その集団に内在する本質的傾向が、法則のように現れてくる。一般的にいて、集団性は、その観察数が多いほど安定的である。これが、統計における大量の法則であるという。これを記号として表せば、下記であり、 $\dot{P}$ は統計的確率である²³⁾。

$$\lim_{n \rightarrow \infty} \frac{r}{n} = \dot{P}$$

この統計における大数の法則に数学的根拠を与えるのが、先に述べた数学における大数の法則であるという。保険において、保険料算定の基礎である生命表や火災発生率、自動車の事故率、船舶・貨物損害率など総じて保険事故の発生率は、統計的確率にはかならない²⁴⁾。

それでは、たとえば生命表、またその根拠となる大数の法則は、いかにして見いだされたのか。バーンスタイン（1996）とタバク（2004）にもとづき検討してみよう。

3.1.3 生命表と大数の法則の発見

バーンスタイン（1996）によれば、「こんにち、生命保険業界がデータベースを構築する際の基礎」²⁵⁾になっているのは、E. ハレーが1693年に英国ロイヤル・ソサエティの『トランザクション』誌に発表した論文「プレスラウにおける誕生と埋葬の興味深い表から導き出した人間の死亡の程度の推定、併せて年金の価格を確かめる試み」のなかの生命表（life table）であるという²⁶⁾。それは、後の用語でいえば統計的サンプリング（statistical sampling）の手法を用いたものであるが、ハレーがそれを見出すまでには、若干の経緯があった。

1662年、彼の業績とともに統計学が始まったといわれる²⁷⁾ J. グラントの『死亡調書に基づき行なった自然のおよび政治的観察』（*Natural and Political Observations made upon the Bills Of Mortality*）が刊行された。そこには、1604年から1661年にわたるロンドンでの洗礼（出生）と死亡の記録がまとめられており、そのデータを解釈した（interpret）コメントも付されていた²⁸⁾。彼の分析は、こんにち『統計的推測』（statistical inference）と呼ばれる、標本データから集団全体の特性値を推測する（inferring a global estimate from a sample of data）方法であった²⁹⁾。グラントは、「死亡調書」には含まれない平均余命を推定しようとした。「36パーセントの人は6歳までに死ぬ」という調査と、ほとんどの人は75歳までに死ぬという考えで100人を1グループとした6歳から75歳までの生存者の表を作成した³⁰⁾。しかし、彼は、あまりにも出入りが激しいロンドンの全人口について信頼できる数字が得られなかったために、断片的な情報をもとに推定するしかなかった。彼は、死者の数と死因についてはデータを集めていたが、死亡年齢については完全な記録を欠いていた。グラントの推定の信頼性には疑問が残った、少なくともハレーはそう思った、とバーンスタインもタバクもいう³¹⁾。しかし、グラントの最初の実験がなければ、生命表のアイデアはハレーには決して思い浮かばなかっただろう、とバーンスタインは指摘している³²⁾。

1663年のハレーの生命表は、ポーランドの現在ではワロツラフ（Wroclaw）と呼ばれる、海から離れており余所者の出入りがほとんどない町——たいていの人が生まれた所で死ぬ町——の長期にわたる死亡年齢や性別、そして出生数の年ごとの記録を研究して得られた平均余命を示す表であった。それは、年齢別生命保険料の計算に使用可能なものであったという³³⁾。

また、バーンスタインは、「実際には、保険が提供可能となるのは、大数の法則が観察される場合のみである」³⁴⁾と指摘する。そして、この大数の法則の発見者は、確率と情報の質との

関連を最初に考察したヤコブ・ベルヌーイ³⁵⁾であり、彼の死後8年が経過した1713年に甥のニコラスにより上梓された『推測術』(*Ars Conjectandi*)のなかで発表されたという³⁶⁾。何故かといえば、発表されたものの結論が、『「事実上の確実性 (moral certainty)」(これは絶対的確定性ではなく、実践的な問題としての確定性である)』³⁷⁾が得られれば、『「我われは、事前に知られていたかのように極めて的確に、実際に起こるものとして事例のその数を決定できる」(we can determine the number of instances a posteriori with almost as great accuracy as if they were known to us a priori)』³⁸⁾であったからである。要するに、ベルヌーイは、事前には知ることができない確率を現実社会の経験的事実から推測する方法を示したのだ、とバーンスタインはいう³⁹⁾。

以上を筆者なりに簡単にまとめると、こうである。統計的サンプリングによって全体の特性値が推測される集団において、一定の傾向が法則のように現れるのであれば、その傾向は、将来においても生起する。やや丁寧にいうと、次のようである。標本データから集団全体の特性値が推測される。この集団において、一定の傾向が法則のように「事実上の確定性」として現れるのであれば、その傾向は将来においても生起し、事例のその数を決定できる、ということである。

3.2 保険プールの仕組み－収支相等の原則と給付反対給付均等の原則－

3.2.1 収支相等の原則

さて、大数の法則を、多数リスクまたは多数契約を集積する保険プールにおいて作動させることによって、事故や損害の発生を事前に確率で計算することができるようになった。それらの発生確率の事前把握は、男女の生死、また住宅や工場など建物の火災、自動車の人身事故や物損事故、船舶・貨物の損害などについて可能である。なお、男女の死亡について“損害”を把握できるかどうかは1つの問題だが、ここでは立ち入らない⁴⁰⁾。

具体的に、建物の火災を例にとって論じてみよう。ある地方にある市があったとする。その市で発生する火災の発生頻度 (Frequency, 以下、頻度という) と強度 (Severity, 火災など事象の発生がもたらす損失の程度) は、月により季節により異なる。しかし、長い期間をとり統計をとって数学的手法で割り出せば、その市で一定期間内に生起する火災の発生頻度と平均損害額を推測できる。そこで、この損害額にみあう金銭 (保険料) を集めれば火災保険が成り立つと考えられる。

仮に、その市の戸数を10万戸としよう。火災の発生件数は、大数の法則により相当の精度で捉えることができる。それが、1000分の2 (0.2%) だとすれば、この市では1年間に平均200戸が焼失する。また、1戸の損害額が計算を簡単にするために500万円だとすると、損害額の合計は10億円となる。10億円があれば、この市の火災による損害をてん補することができる。トータルの損害額10億円を市の戸数10万戸で分担すれば、一戸あたり年間1万円とな

る。その1万円が1戸から支払われる保険料である。こうして、10万戸からなる火災保険プールが形成されるのである⁴¹⁾。

改めて計算してみよう。この保険プールのキャッシュフローは、インフローが10万戸×1万円であり10億円である。また、アウトフローは、200戸×500万円であり10億円である。つまり、10万戸×1万円の収入は、200戸×500万円の支出と相等しい。これを収支相当の原則 (Äquivalenzprinzip) という。

ここに、 n を不特定多数の加入者の数、 P は (純) 保険料とし、かつ r を保険金 Z を受け取る者の数とする。そうすると、以下に掲げる数式となる⁴²⁾。

$$nP = rZ$$

この原則は、こんにち保険 (共済) と呼ばれるあらゆる制度にあてはまる原則である⁴³⁾。

3.2.2 給付反対給付均等の原則

保険であれ共済であれ、私企業によって営まれるものは、それ自体が対価関係——つまり、give & take の関係——の上に成立する有償取引である。この点をみてみよう。保険料1万円は、1000分の2の確率で発生する火災に際して支払われる保険金500万円と均等している。すなわち、保険需要者が保険加入に際して支払う保険料は、保険事故が発生し損害が生じて保険者 (保険会社) が支払う保険金の数学的期待値に等しい。これを、給付反対給付均等の原則 (Prinzip der Gleichheit von Leistung und Gegenleistung) という。

ここに、 P は (純) 保険料、 Z は保険金、 w は事故が発生し保険金が支払われる確率とする。それぞれの保険加入者は、その受け取ることがある保険金に対する対価として、その数学的期待値である wZ に等しい額 P を保険料として払い込む。すなわち、以下に掲げる数式である⁴⁴⁾。

$$P = wZ$$

この原則は、レクシスの原理といわれる。ドイツの経済学者である W. Lexis は、保険加入者が支払う保険料は、保険保護 (安心) の対価であって、保険加入者と保険者の関係は慈善ではなく、かつ加入者相互間の関係に救済はないとした (印南、1951)。それゆえ、たとえばリスクの高い者、約定金額である保険金額の高い者は、高い保険料を負担することになり、それは公平の原則とも呼ばれる。

しかし、原点にもどって考えてみると、現実には均一のリスクは存在しないのであるから、対価とされる実際の保険料には、政策的要素が加味される。この意味で、ドーフマン (2004) によれば、すべての保険には、内部補助が発生する、という⁴⁵⁾。アルベール (1991) は、保険に関する世界の考え方として、リスクを皆で分かち合いその内部補助をポジティブに捉えるアルベン型保険と、リスクの確率を正しく見積もることに徹するアングロ・サクソン型保険があるという⁴⁶⁾。

3.2.3 保険プールの全体と個の関係－手数料と売買代金である保険料－

収支相等の原則と給付反対給付均等の原則は、保険プールの全体と個の関係である。収支相等の原則は、保険プール全体において貫かれる原則である。この全体は、個々の取引からなる。その個別取引において貫徹されているものが、給付反対給付均等の原則である⁴⁷⁾。

いま、給付反対給付均等の原則を示す $P = wZ$ において—— n が十分多数であるときは、 r/n は w に接近し、かつ安定するので（本稿 3.1.2）——、確率 w を r/n で置き換えることができる。そこで、 $P = r/nZ$ となる。ここに、両辺に n を掛ければ、 $nP = rZ$ を得る。これは、収支相等の原則に他ならない⁴⁸⁾。

2つの原則は、保険プールという同一物を全体と個の関係において捉えたものである。つまり、個々の取引と、その集合である保険プールそれ自体である。保険プールと取引を、そのように把握すると、次の事態も明確になる、と吉川（2002）は論じている。

保険プールを有する保険会社が、個々の取引において、保険契約者からリスクを移転される、つまりリスクをその保険プールにおいて引き受ける報酬として受領する保険料⁴⁹⁾は、さしあたり、リスクの売買の代金である。しかし、保険会社は、リスク引き受けと同時に、そのリスクを当該の保険プールのなかで分散する（本稿 2.1、2.2.3）。

個々のリスク移転は、同時に全体へのリスク分散である。次いで、こうした観点からみれば、保険料は、リスク移転とリスク分散を仲立ちする、保険会社の仲立ち手数料である⁵⁰⁾。要するに、保険料には、売買代金の側面があると同時に、手数料の側面がある。いいかえれば、保険料は、手数料であると同時に、売買代金であるといえることができる⁵¹⁾。

最後に、留意を促しておかなければならないことがある。以上の論述における保険料は、純保険料である。保険料の構成部分には、その他に事業費等である付加保険料や諸準備金があるが、これらの考察は、本稿では割愛する⁵²⁾。

4 保険業に対する政府規制

4.1 企業実務における大数の法則等の取扱い

さて、経済社会で営まれており、かつ実定法が規制する保険業（保険事業）とは、どのようなものであろうか。企業実務における大数の法則等の取扱いについて、たとえば近見（2006）は、次のように論じている。すなわち、「もっとも実際においては、文字どおり正確に大数の法則が適用されているとは限らない。……大数の法則が適用されるといっても、それはより多くの同じようなリスクにさらされる対象が集められることで、同法則が相対的にうまく妥当するようになるといえることができるにすぎず、厳格な意味で大数の法則が完全に適用されるとはいえない。収支相当の原則にしても、給付反対給付均等の原則にしても、同様である。……少なくとも理念として、このような法則および原則にもとづいて運営されることが一般に認められており、かつ実際にもそのような運営に努力が払われている」⁵³⁾、と。

しかし、筆者は、やや理解を異にする。たとえば、本稿3.1.3におけるバーンスタインの言説、すなわち「実際には、保険が提供可能となるのは、大数の法則が観察される場合のみである」とか、ハレーが作成した生命表が「こんにち、生命保険業界がデータベースを構築する際の基礎」になっているなどを参照していただきたい。後に、本稿5.2で改めて論じたい。

4.2 保険業（保険事業）に対する政府規制

4.2.1 保険業法の目的規定とリスクの多数性

企業実務において、保険業（保険事業）に対する政府規制は、如何にして行なわれているのか。

保険業法（平成7年6月7日法律105号）は、目的規定のなかで「保険業の公共性にかんがみ」と定める（保険業法1条。以下、保険業法はたんに条文数、同施行令は令、同施行規則は規という。）。銀行法（昭和56年6月1日法律59号）でも「銀行の業務の公共性にかんがみ」との文言がある（1条）。保険業の公共性という性格づけについて、従来は、法文の文言としては存在していなかった。1992年（平成4年）の保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」の指摘にもとづく⁵⁴⁾。筆者は、保険業や銀行業を広義の公企業と捉えている。

保険業とは、「保険……の引受けを行う事業」であるが（2条1項柱書）、1,000名以下の者を相手方とするもの（いわゆる少人数共済）は除かれる（1項3号、令1条の4）。しかし、2005年（平成17年）業法改正で、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業（少額短期保険業。2条7項）も保険業に含め、保険業法が適用されることとなった（272条から272条の43まで）。

リスクの多数性に関して⁵⁵⁾、相互会社の設立に必要な社員の数は、100人以上とされる（30条の6第2項）⁵⁶⁾。また、船主責任相互保険組合の設立における最低付保船舶数は100隻以上、小型船舶相互保険組合の設立における最低付保船舶数は300隻以上である（船主相互保険組合法12条2項）。

得津（2002）によれば、中心極限定理（本稿2.2.2）は標本数が30程度でも成立するという⁵⁷⁾。これをうけて、吉澤（2006a）は、保険における多数性の最低要件は30～50ということになるであろうが、しかし実際には、その程度のリスクの集積では分散が大きすぎるので、多額の安全割増を見込まなければならず、保険化は困難なことが多いという⁵⁸⁾。

日本の生命保険実務では、現在、想定保険会社の契約件数を400万ベース、かつ2シグマで作った生命表が使用されているという⁵⁹⁾。

4.2.2 免許申請の添付書類

保険業を行うには、内閣総理大臣の免許を受けなければならない（3条1項）。ただし、少額短期保険業については、その登録を受けることだけで足りる（272条1項）。免許申請書の

添付書類には、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書、その他がある（4条2項）。定款とその他を除いたものを、慣用として基礎書類という。

事業方法書は、保険会社が特定種類の保険を営むための準則を定めたものであるという⁶⁰⁾。事業方法書には、次の事項を規定しなければならない。①被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類（再保険を含む。）の区分。②保険金額及び保険期間に関する事項。③被保険者又は保険の目的の選択及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項。④保険料の収受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項。⑤保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項。⑥保険契約の特約に関する事項。⑦保険約款の規定による貸付に関する事項。⑧保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項（規8条1項）。

普通保険約款には、次の事項を規定しなければならない。①保険金の支払事由。②保険契約の無効原因。③保険者としての保険契約に基づく義務を免れるべき事由。④保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期。⑤保険契約者及び被保険者が保険約款に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益。⑥保険契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務。⑦契約者配当又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲（規9条）。

保険料及び責任準備金の算出方法書について、生命保険会社のそれには、次の事項のうち1号から6号まで、及び8号、また損害保険会社のそれには、1号から4号まで、及び6号から8号に掲げる事項を定めなければならない。①保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項。②責任準備金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項。③返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（以下「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項。④社員配当準備金又は契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項。⑤未収保険料の計上に関する事項。⑥保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項。⑦純保険料に関する事項。⑧その他保険数理に関して必要な事項（規10条）。

4.2.3 免許の審査基準

事業方法書及び普通保険約款に記載された事項は、次の基準に適合したものであることが求められる（5条1項3号）。

- イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者（以下、「保険契約者等」という。）の保護に欠けるおそれのないものであること。
- ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的扱いをするものでないこと。

ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

ホ その他内閣府令で定める基準

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された事項は、次の基準に適合したものであることが求められる（4号）。

イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ その他内閣府令で定める基準

4.2.4 事業方法書等の変更

事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書（以下、事業方法書等という。）に定めた事項を変更するには、原則として内閣総理大臣の認可を要する（123条1項）。認可の審査基準は、免許の場合と同様である（124条1号、2号、規11、12条参照）。

規制緩和の一環として、保険契約者が企業である各種保険契約の普通保険約款の変更には届出で足り、これが段階的に増加しているという（123条2項、規83条参照⁶¹⁾）。届出の受理の後、原則として90日以内に内閣総理大臣は届出内容が認可基準に合致するか否かを審査し、適合しないときは届出事項について変更を命じ、または届出の撤回を命ずることができる（125条）。

4.2.5 保険免許の種類、保険種類と保険種目

以上の本稿4.2.2から同4.2.4までを、免許の種類、保険種類と保険種目という視点から改めて論じたい。まず、保険免許の種類についてである。1995年（平成7年）新保険業法制定により、免許の規制の仕方が変更された。現在は、既にみたように、保険業に対するものであり、その免許は、生命保険業と損害保険業の2種類である（2条1項、3条1項、2項、4項、5項）。逆にいえば、傷害保険等のいわゆる第三分野の保険は、免許の対象ではない⁶²⁾。

従来は、当該の免許は、保険事業に対するものであった。そして、旧業法1条にもとづき免許を受けた保険事業の種類を「保険種類」と呼び、その保険事業の種類に含まれる普通保険約款を「保険種目」といった。この保険種類と保険種目という言い方は、現行保険業法にはないが、損害保険業界で、現在でも慣用的に使用されている。現行業法には、「保険の種類」が一箇所あり（30条の7第2項2号）、これは、保険業法施行規則、「監督指針」と「検査マニュアル」（本稿5.2）にもある。

生命保険会社では、従来から免許の対象としての保険事業は、生命保険の1種類であった。

これに対して、損害保険会社には、1996年（平成8年）5月末現在で、保険種類として26種類、その保険種類に含まれる保険種目が291（36）種目ある⁶³⁾。保険種目数（ ）は、英文約款数内書である。

損害保険会社における主なものに、保険種類として、海上保険（明治11年12月免許）、また、その主要な保険種目として、船舶、貨物がある（8（6））。次に、同様に、火災保険（明治20年7月）、普通火災、住宅火災、店舗総合、長期総合、積立生活総合（29（1））；運送保険（明治26年3月）、運送、小口貨物（3（1））；信用保険（明治37年12月）、身元信用、個人ローン信用、住宅資金貸付（32（5））、など；傷害保険（明治44年6月）、傷害、交通事故傷害、海外旅行傷害、積立ファミリー交通傷害、年金払積立傷害（53（1））；自動車保険（大正3年2月）、自動車、自動車総合、自家用自動車総合、自動車運転者損害賠償責任（5（1））；盗難保険（大正5年5月）、盗難、クレジットカード盗難（7（5））；硝子保険（大正15年4月）、ガラス（2（1））；航空保険（昭和11年12月）、航空機、航空運送、人工衛星（11（9））；風水害保険（昭和13年12月）、風水害（1（－））；動物保険（昭和22年11月）、競走馬、ミンク（5（－））；労働者災害補償責任保険（昭和24年1月）、労働者災害補償責任、労働災害総合（3（－））；保証保険（昭和26年12月）、住宅ローン保証、履行保証、入札保証、公共工事履行保証（7（－））；賠償責任保険（昭和28年12月）、賠償責任、英文総合賠償責任、生産物賠償責任（PL）、会社役員賠償責任（81（－））；自動車賠償責任保険（昭和30年12月）、自動車損害賠償責任（1（－））；機械保険（昭和31年5月）、機械、組立、操業開始遅延（4（1））、など；原子力保険（昭和35年2月）、原子力施設賠償責任、原子力財産、原子力輸送賠償責任（6（2））；建設工事保険（昭和35年6月）、建設工事、土木工事、土木構造物（5（－））；動産総合保険（昭和36年6月）、動産総合、ヨット・モーターボート総合、コンピュータ総合（8（－））；火災相互保険（昭和38年4月）、火災相互（1（－））；建物更新保険（昭和38年11月）、建物更新、建物更新総合（2（－））；満期戻長期保険（昭和43年7月）、満期戻長期、満期戻総合（2（－））、など；費用・利益保険（昭和57年9月）、費用・利益、医療費用、介護費用、生産物回収費用、約定履行費用（10（－））がある。

損害保険会社において、仮に、たとえば新しい家庭用の普通保険約款を新設・改定・廃止しようとするとき、これは内閣総理大臣の認可を受けなければならない（123条1項）。それが、事業方法書等に定めた事項への記載の追加等だからである。その意味で、既存のものの変更である。

4.2.6 日本の監督方式⁶⁴⁾

英国法は、公示主義と準則主義の併用であった（1958年保険会社法2条）が、その後の改正により免許主義となった（1967年、1973年、1974年、1982年保険会社法）。欧州大陸では、ドイツ保険監督法（5条）⁶⁵⁾、フランス保険法典（L 321-1条）は免許主義である。

米国では、ニューヨーク州保険法（1102条）、カリフォルニア州保険法（680条）も免許主義である。

日本では、その他の金融関係法、たとえば銀行業（4条）、長期信用銀行業（4条）、信用金庫業（4条）、信託業（2条）、無尽業（2条）もそれぞれ免許事業である。

日本は、免許を中核に置く実体的監督方式であるが、1995年（平成7年）の新しい保険業法の制定を画期として、免許を中核に置きながらも全体としての経営健全性を要請する方式となった（吉川、1996）⁶⁶⁾。

銀行は、ここに「リスク管理ビジネス」（池尾和人教授）だといわれる。貸付におけるデフォルト（債務不履行）の発生を大数の法則によって把握するものだからである⁶⁷⁾。そうだとすると、吉川（1998）がいうように、保険業経営と銀行業経営は、リスクの引受けという観点からは同一のものである。このような観点からは、従来保険業の特殊性として指摘されてきた「原価の事後確定性」は、リスク引受業一般に普遍的にみられる現象だと理解されることになる⁶⁸⁾。

5 保険約款と大数の法則－むすびに代えて－

5.1 保険約款と普通保険約款

日本の普通保険約款等に対する政府規制は、1995年（平成7年）を画期として全体としての経営健全性を要請するものに規制緩和されたが、それは依然として、中核には免許を置く実体的監督方式である。このような監督方式のなかで、現実の企業実務においては、保険約款と大数の法則は、どのようにして取り扱われているのであろうか。これまでの分析と検討をふまえて、まず普通保険約款という用語を整理してみよう。

保険約款には、山下（2005）によれば次のように、いくつかの類型があるという。すなわち、「講学上は、保険契約に使用される約款をすべて普通保険約款とすることがあるが、実務上は、普通保険約款とは各種の保険契約における基本約款をいい、これに保険保護の範囲を拡大あるいは縮小したり、または普通保険約款の一部の条項の適用除外等を定める約款を特約ないし特約条項とよんでいる。保険業法上は、普通保険約款は、実務上の意味での普通保険約款と一部の特約ないし特約条項であり、その余の特約ないし特約条項は事業方法書の記載事項である（4条2項2号、規8条1項9号）」⁶⁹⁾という。

山下（2005）では、普通保険約款として、実務上の基本約款を示すとされ、これに特約ないし特約条項を加えて保険約款というとされている⁷⁰⁾。

日本の企業実務において、普通保険約款と特約ないし特約条項は、明確に区別されている。また、基本約款という言い方は、実務上、ほとんど用いられないことがないという。ただし、損害保険業界において、次のような事例がある。損害保険ジャパン社は、個人分野の火災保険新商品である「新火災保険」を2004年（平成16年）7月から発売し、今後当該分野はそれに統

一する方針であるという。その主力販売プランである「新家庭保険」の商品内容をみると、①新火災保険普通保険約款に、②家庭保険基本特約条項を必ず付帯し、さらに必要に応じて、③その他の特約条項を付帯する構成である。ここに、①は、たとえば保険金の支払いに関して、（保険金を支払う場合）として、「当会社は、この約款および基本特約条項の規定に従い、被保険者が被る損害等に対して、保険金を支払います。」（1条）とだけ規定している。そして、②では、「次の各号のいずれかに該当する事故によって・・・損害保険金を支払います。（1）火災（2）落雷・・・」（1章1条）と定められている。いわゆる基本約款の機能は、①に②が必ず付帯されることにより、果たされていると解される。

日本生命保険相互会社の団体信用生命保険普通保険約款では、「2. 協議内容の決定および変更」として、保険契約者と当会社は、契約締結の際に、次の各号の事項については、協議のうえ定めます、とされている。①団体の範囲に関する事項、②被保険者の加入に関する事項、③被保険者の選択に関する事項、④被保険者の脱退に関する事項、⑤保険金額の決定基準に関する事項、⑥被保険者ごとの保険期間に関する事項、⑦保険料に関する事項、⑧保険契約者からの通知に関する事項、⑨付加する特約に関する事項、⑩その他必要な事項、である（同7条1項）。これらの事項については、保険契約締結後においても保険契約者と当会社が協議のうえ、当会社の定めた範囲内で変更することができるものとします、とされている（同条2項）。そして、この7条の規定によって定められた事項は、契約内容の一部となるものとします（同条3項）、とされているのである。

5.2 普通保険約款と大数の法則

さて、筆者は、かつて次のように論じたことがある。すなわち、「＜客観的意思＞とは、その内容として、保険取引における対価性確保の期待へ向けられた意思であり、またその形式として、当該約款を用いる保険種目の顧客圏における契約者総体に普遍的な意思であった。このように、保険契約者の＜客観的意思＞は、形式的には、保険者の当該約款を用いる保険種目の顧客圏の総体的意思である。ところで、顧客圏とは、たとえば、普通養老生命保険普通保険約款の顧客圏、住宅火災保険普通保険約款の顧客圏、自家用自動車保険普通保険約款の顧客圏とか、または、いわゆる事業家保険（大型経営者保険）普通保険約款の顧客圏、火災保険普通保険約款（工場・倉庫・店舗など）の顧客圏、AIRCRAFT INSURANCEの顧客圏、船舶保険普通保険約款の顧客圏とかである。前者は、家計保険の顧客圏であり、後者は企業保険のそれである。」⁷¹⁾と。

保険の企業実務において、約款と顧客は、どのような関係にあるか。ところで、保険の事業において、顧客が特定されることがある。たとえば、保険会社において事業の全部または一部の継続が困難になった場合に、「保険契約者等の保護のための制度」（石田、2007）の1つであり、保険契約を——個別保険契約者の同意（民法514条）にかかわらせることなく、計算基

礎を同じくする当該保険契約の保険契約者の集団的な異議申立手続を経るだけで⁷²⁾——他の保険会社との契約により、当該他の会社に移転する「保険契約の包括移転」(業法第7章第1節、第135条1項)がある。すなわち、保険契約の包括移転は、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」の全部を包括して行わなければならないものである(同条2項)。責任準備金の算出の基礎が同一であるかどうかは、生命保険では、死亡表、予定利率、予定事業費率の同一性、また損害保険では、予定損害率、予定事業費率の同一性とその判断基準になると解されている。もっとも、損害保険の場合には、責任準備金は、責任準備金算出方法書の編別(たとえば、火災保険では、普通火災保険、地震保険、長期総合保険などの保険種目が単位)を単位として積み立てるものとされている⁷³⁾。米国では、Risk-based Capital は、リスク量に応じて責任準備金、または他の準備金を、積み立てることとされている。

保険商品がニッチの場合には、顧客層が相当程度特定されるようである。たとえば、日本生命保険相互会社において、「医療名人」は、50歳以上を対象に、とくに成人病の保障を手厚くしたものである。

法人を保険契約者とするキーマンプランも、そうである。土地や株式の含み益がなくなった今日、当該商品は、従業員500名以下の企業においてかなり売れているという。これには、「ニッセイ養老保険キーマンプラン」「ニッセイ暮らしの保険キーマンプラン」「ニッセイ生きるチカラ キーマンプラン」があるが、当該キーマンプランに関する条文は、それが関係する普通保険約款のなかで一箇条あるのみである(有配当養老保険(H11)普通保険約款第1編1.第1条4項、有配当終身保険(H11)普通保険約款第1編1.第1条4項)。また、主契約に、特別条件付保険特約が付加されるのは、いわゆる標準下体保険(「被保険者の健康状態、遺伝、既往症、職業等が会社の標準とする普通危険に適合しない保険契約」、保険特約1条)の場合が、そうである。

ところで、生命保険業において、いわゆる保険種類は1種類であるが、商品区分は、個別保険商品区分、団体保険商品区分、無配当個別保険商品区分、無配当団体保険商品区分、新一時払商品区分、予定利率変動型商品区分、団体年金保険商品区分、その他商品区分でなされている。商品区分について、保険規制に関し表裏の関係にある「監督指針」⁷⁴⁾と「検査マニュアル」⁷⁵⁾は、先ず「監督指針」が、「商品区分においては、損益及び負債の管理を行うものとする。」(Ⅱ-2-4-2(1))と規定し、これをうけて、「検査マニュアル」は、生命保険会社の区分経理として、商品区分の設定について、「商品区分は、損益及び負債の管理を行うためのものであるが、商品の特性や契約の保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっているか。」(4.(2)①)等と定めている。

生命保険業に関して、そのようななかで、大数の法則は、死亡等の保険事故の種類について、明確に働いている。その通り働いている、という。本稿4.1と4.2.1のそれぞれの末尾も、改めてみていただきたい。

注

- 1) 山下、2005、110 ページ。
- 2) 山下、1980b、334 ページ。
- 3) 山下、2005、113 ページ注 53)。
- 4) Coase, 1988, p. 24、同訳、26 ページ。
- 5) 吉川、1979b、102 ページ。
- 6) 旧日本保険業法 10 条 3 項問題（現行法における契約条件の変更問題）に関する山下説と私見について、吉川、2007c、70-71 ページ参照。
- 7) 吉川、2001、140 ページ；同、2002、205-208、216 ページ参照。
- 8) Arrow, 1965, p. 78.
- 9) Arrow, 1965, p. 78.
- 10) Arrow, 1965, pp. 79-80, 83. なお、アローが論じているポートフォリオは、直接には、株式のそれである。しかし、彼は、株式をリスク移転との関連で考察している。また株式と保険は、いずれも条件つき財だという（吉川、2002、216 ページのコラム参照）。なお、企業リスクマネジメントにおけるリスク状況（リスクプロフィール）について、吉川、2007a、197、207 ページ参照。
- 11) 吉川、2002、206 ページ。
- 12) その理由は 1 つには、アロー（1965）の主題が、保険を含むリスク移転市場の失敗の理由とコインシュアランスによるその克服を論ずることだからだ、と筆者には思われる。
- 13) Abraham, 2000, p. 2. 山下、2005、8 ページ参照。
- 14) ここで、2 つを記しておかなければならない。第 1 に、中心極限定理（central limit theorem）について、先ずそれは、「相互に独立のリスクを多数、集積すればするほど、母集団の分布のいかににかかわらず、標本平均が期待値を中心とする正規分布に近づいていき、かつ、標本平均の分散がゼロに近づいていくことである。」、いいかえれば、「標準化した確率変数 $z = (\bar{x} - \mu) / (\sigma / \sqrt{n})$ は、 n が大きくなるにつれて、標準正規分布 $N(0, 1)$ に近づいていく。」（吉澤、2006a、45 ページ、同ページ注 (60)）ことである。
 しかし次に、その中心極限定理は、リスク集積の説明としては適当だが、それが保険実務ではあまり使用されていない理由は、正規分布に至るまでに時間がかかり過ぎるからだとして、吉澤、2006a、45 ページ注 (61) は、J. D. Cummins の論文を援用している。
 第 2 に、安全割増について、損害保険では付加保険料の一部をなすが、日本の生命保険では、それが生命表に盛り込まれているので、純保険料に含まれていることになるという（吉澤、2006b、107 ページ）。
- 15) 以上について、吉澤、2006b、101-112 ページ。また、吉澤、2006a、5、74-75 ページ参照。
- 16) 山下、2005、6-8 ページ。
- 17) 山下、2005、10-11 ページ。なお、吉澤、2006a、75 ページも参照。
- 18) 吉川、2002、211-212 ページ参照。
- 19) 本稿、とりわけ 3.1.2 と 3.1.3 については、大阪市立大学大学院経営学研究科藤井輝明准教授にご教示いただいた。記して、謝意を表したい。
- 20) 幾つかの書物を紐解いたが、大数の法則の適切な説明は見い出せなかったもので、本文記述のものによる。
- 21) 横尾編集代表、1978、571 ページ。
- 22) 横尾編集代表、1978、571 ページ。また、Tabak, 2004, pp. 34-37、同訳、58-61 ページ参照。

- 23) 横尾編集代表、1978、571-572 ページ。
- 24) 横尾編集代表、1978、572 ページ。
- 25) Bernstein, 1996, p. 88、同訳、124 ページ。
- 26) Bernstein, 1996, pp. 87-88、同訳、124 ページ ; Tabak、2004、p. 123、同訳、170 ページ。なお、タバクは、同ページで、当該論文は「保険数理学の最初の本格的論文と一般に認められている。」という。
- 27) Tabak、2004、p. 117、同訳、161 ページ。
- 28) Bernstein, 1996, p. 74、同訳、108 ページ。また、Tabak、2004、pp. 117-120、同訳、161-165 ページ。
- 29) Bernstein, 1996, p. 78、同訳、112 ページ。
- 30) Bernstein, 1996, pp. 82-83、同訳、118 ページ。
- 31) Bernstein, 1996, p. 85、同訳、121 ページ ; Tabak、2004、pp. 123-124、同訳、170 ページ。
- 32) Bernstein, 1996, p. 84、同訳、119 ページ。
- 33) Bernstein, 1996, pp. 84-87、同訳、120-123 ページ ; Tabak、2004、p. 123、同訳、170 ページ。
- 34) Bernstein, 1996, p. 204、同訳、274 ページ。
- 35) ヤコブ・ベルヌーイは、セント・ペテルスブルクの逆説の提唱者であるダニエル・ベルヌーイ（吉川、2001、144 ページ参照）のおじにあたる。
- 36) Bernstein, 1996, pp. 117, 118、同訳、161、163 ページ参照。
- 37) Bernstein, 1996, p. 123、同訳、170 ページ。この moral certainty は、バーンスタインの著書第7章のタイトル「事実上の確実性の探究」となっている。
moral certainty とは、藤井准教授によれば、当時の政治哲学や自然哲学において、意思決定をするときに合理的疑いを差し挟む余地のないほどの確からしさであり、「合理的に確信するに十分な確実性」であるという。
- 38) Bernstein, 1996, p. 123、同訳、170 ページ。
- 39) Bernstein, 1996, p. 133、同訳、184 ページ。
- 40) さしあたり、松田（2005）参照。
- 41) 吉川、2002、206-207 ページ。
- 42) 横尾編集代表、1978、908 ページ参照。
- 43) 吉川、2002、207 ページ。
- 44) 横尾編集代表、1978、190 ページ参照。
- 45) Dorfman, 2004, pp. 28-29. See also Abraham, 2000, p. 2.
- 46) Albert, 1991, p. 101、同訳、115-116 ページ。
- 47) 吉川、2002、207-208 ページ。
- 48) 横尾編集代表、1978、908 ページ。
- 49) ここで、筆者が「報酬」として思い浮かべているのは、ナイト（1921）のいう意味でのそれである。
さしあたり、吉川、2007a、121 ページ参照。なお、後掲注 50）もみていただきたい。
- 50) 今井（2005）は、日本の保険契約法（商法）の規定において「報酬」と「保険料」は識別されていると論じ、大きな問題提起を行なった。やや長いが、論者の主張の根幹部分であるので、そのまま引用させていただく。「企業説では保険料、少なくとも純保険料部分は危険企業たるリスク基金への保険契約者による拠出であって、対価的性質をもたない。純保険料は誰のものかという問に対して、それは保険契約者・被保険者のものであり、これの管理について保険者との関係は内部関係を構成する資本の性質

をもつと説明される所以である。とすると基金への保険契約者による拠出は、本来的には出資者自身に帰属すべき財産を構成し、名義的にはともかくも保険者の財産となるものではないことになる。それでは、保険者が提供するサービス、つまりこの基金を管理運営し、保険事故を生じた者に適当な保険金を支払う事務の対価は何かということになれば、それは事務管理費用と保険者が受領すべき適正な利潤ということになろう。おおむね付加保険料がこれに該当すると思われる。したがって、商法 629 条ないし 673 条が規定する『報酬』の趣旨は、仲立営業や問屋営業における報酬請求権とはほぼ同一の意味であって、決して『保険料』そのものを意味するものではなかったかと解されるのである。」（同、43 ページ）、このように著者は論じている。

実定法の規定における「報酬」と「保険料」は、いかなるものか。解釈として、その区別と関連は、明確にされる必要がある。

- 51) 吉川、2002、208 ページ。
- 52) 吉川、2002、208-210 ページ等をみていただきたい。
- 53) 近見、2006、38-39 ページ。
- 54) 石田、2007、4 ページ参照。
- 55) 吉澤、2006a、43-44 ページ；同、2006b、111 ページ参照。
- 56) 相互会社の社員数「100 人以上」との設立要件は、1900 年（明治 33 年）制定の保険業法以来維持されている要件であり、同法では存続要件でもあった（29、72 条）。立法趣旨として、岡野敬次郎博士は、「100 名というのは、法律で定めた最小限である。相互会社を設立するにあたり、社員が数千人いなければならない数万人数いなければならないということになれば、事実上相互会社を設立することはできないことになる。そこで、設立にあたっては 100 人集まればそれは法律の希望する最低限であるとしたものである。実際、保険事業を正当に実行してゆくうえからいえば、幾万人、幾十万人の人を相手にしなければならないのである」と述べている。大塚監修/住友生命保険相互会社企画調査部、1997、149 ページにより引用した。
- 57) 得津、2002、112 ページ。
- 58) 吉澤、2006a、43-44 ページ。
- 59) アクチュアリーの方々に対するヒアリングにもとづく。
- 60) 石田、2007、16 ページ。
- 61) 山下、2005、101 ページ参照；石田、2007、240 ページ参照。

企業が保険契約者の生命保険（規 83 条 1 号）。

厚生年金基金を保険契約者とする保険契約
年金積立金管理運用独立行政法人保険契約
団体生存保険契約
勤労者財産形成基金保険契約など、14

企業が保険契約者の損害保険（規 83 条 3 号）。

火災保険契約
海上保険契約
運送保険契約及び小口貨物運送保険契約
総付保台数数十台以上の自動車保険契約
販売用等自動車保険契約
労働者災害補償責任保険契約
知的財産権訴訟費用保険契約

事業活動損害保険契約など、35

- 62) 石田、2007、14 ページ。
- 63) 損害保険研究会編、1996、1298 ページ。
- 64) 石田、2007、13-14 ページ参照。
- 65) 吉川、1997、参照。
- 66) 制定当初の保険業法について、東京海上火災保険株式会社編/江頭・小林・山下、1997、また、保険業法と独占禁止法との関係について、大胡、1995、参照。
- 67) 池尾和人教授とは、1995 年（平成 7 年）の新保険業法の制定を視野に入れた中央省庁のある研究会で一緒に議論を重ねることができた。
- 68) 吉川、1998、注 8；同、2002、216 ページのコラム、参照。
- 69) 以上、山下、2005、110 ページ参照。
- 70) 山下、2005、110 ページ参照。
- 71) 吉川、1979b、103 ページ。
- 72) 山下、2005、63 ページ；安居、2006、430 ページ。
- 73) 石田、2007、262 ページ参照。実際には、複数の「編」をまとめて算出する方が一般的であるという。
- 74) <http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins.pdf> (07/05/05)
- 75) <http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/hoken.pdf> (07/05/05)

参考文献

- 石田 満（2007）『保険業法 2007』文眞堂。
- 今井 薫（2005）『保険契約における企業説の法理－イタリア保険学説の研究－』千倉書房。
- 印南博吉（1951）「保険に関するレクシスの原理」『保険学雑誌』復刊 1 号、2-16 ページ。
- 大胡 勝（1995）「保険制度改革と独占禁止法」『公正取引』No. 537、32-37 ページ。
- 大塚英明監修/住友生命保険相互会社企画調査部（1997）『コンメンタール 新相互会社法』青林書院。
- 損害保険研究会編（1996）『損害保険必携 1996』財経詳報社。
- 近見正彦（2006）「総説」近見正彦/吉澤卓哉/高尾 厚/甘利公人/久保英也『新・保険学』有斐閣、1-76 ページ。
- 東京海上火災保険株式会社編/江頭憲治郎・小林 登・山下友信著（1997）『損害保険実務講座 補巻 保険業法』有斐閣。
- 得津一郎（2002）『はじめての統計』有斐閣。
- 松田武司（2005）「生命保険と被保険利益」『産大法学』39 巻 2 号、1-71 ページ。
- 安居孝啓（2006）『最新保険業法の解説』大成出版社。
- 山下友信（1979a, b, c, 1980a, b）「普通保険約款論（1）～（5・完）」法学協会雑誌 96 巻 9 号 1121-1198 ページ、10 号 1199-1248 ページ、12 号 1569-1624 ページ、97 巻 1 号 37-86 ページ、3 号 331-373 ページ。
- （2005）『保険法』有斐閣。
- 横尾登米雄編集代表（1978）『保険辞典（改訂新版）』保険研究所。
- 吉澤卓哉（2006a）『保険の仕組み－保険を機能的に捉える－』千倉書房。
- （2006b）「リスク・マネジメントと保険」近見正彦/吉澤卓哉/高尾 厚/甘利公人/久保英也『新・保険学』有斐閣、77-120 ページ。

- 吉川吉衛 (1978, 1979a, b) 「普通取引約款の基本理論 (1)～(3) 完－現代保険約款を一つの典型として－」『保険学雑誌』481号、1-48 ページ、484号、98-174 ページ、485号、99-148 ページ。
- (1996) 「保険業法の改正」倉沢康一郎/奥島孝康編『昭和商法学史 (岩崎 稜先生追悼論文集)』日本評論社、617-645 ページ。
- (1997) 「第2版 序」吉川吉衛監訳/小林成光・野村修也訳『ドイツの保険監督法－監督法・涉外法・競争法－』第2版、(社)日本損害保険協会総合企画部業務開発室、1-19 ページ。
- (1998) 「保険規制の在り方 (1)」『経営研究』49巻2号、31-51 ページ。
- (2001) 「リスクと保険市場・保険取引」大阪市立大学商学部編『産業』、有斐閣、137-161 ページ。
- (2002) 「保険－1つの金融商品－」大阪市立大学商学部編『金融』、有斐閣、203-222 ページ。
- (2006) 「書評 今井 薫『保険契約における企業説の法理』(千倉書房、2005年)」『産大法学』40巻2号、182-193 ページ。
- (2007a) 「企業リスクマネジメント－内部統制の手法として－」中央経済社。
- (2007b) 「約款と制度的契約－契約と制度と約款 (1)－」『経営研究』57巻4号 (通巻300号) 1-14 ページ。
- (2007c) 「保険契約の外部性と約款－制度的契約論と関連して－」『生命保険論集』No. 158 (生命保険文化センター設立30周年記念特集 (2))、61-78 ページ。
- Abraham, K. S. (2000) *Insurance Law and Regulation*, 3rd. ed., New York: Foundation Press.
- Albert, M. (1991) *Capitalisme contre capitalisme*, Paris: Éditions du Seuil. (M. アルベール/小池はるひ訳・久水宏之監修 (1996) 『資本主義対資本主義 新装版』竹内書店新社)。
- Arrow, K. J. (1965) "Insurance, Risk, and Resource Allocation," in do., *Aspect of the Theory of Risk-Bearing*, Helsinki: Yrjö Jahnssonin säätiö. Reprinted as Chap. 6 in do., *The Economics of Information*, Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard Univ. Press, 1984.
- Bernstein, P. L. (1996) *Against the Gods: The Remarkable Story of Risk*, New York: John Wiley & Sons. (P. L. バーンスタイン/青山 護訳 (1998) 『リスク 神々への反逆』日本経済新聞社)。
- Coase, R. H. (1988) *The Firm, the Market, and the Law*, Chicago: University of Chicago Press. (R. H. コース/宮沢健一・後藤 晃・藤垣芳文訳 (1992) 『企業・市場・法』東洋経済新報社)。
- Dorfman, M. S. (2004) *Introduction to Risk Management and Insurance*, 8th ed., N. J.: Pearson Education.
- Knight, F. H. (1921) *Risk, Uncertainty and Profit*, 1921, rep. ed., Chicago: University of Chicago Press, 1971. (F. H. ナイト/奥隅栄喜訳『危険・不確実性および利潤』文雅堂銀行研究社)。
- Tabak, J. (2004) *Probability and Statistics: The Science of Uncertainty*, New York: Facts On File. (J. タバク/松浦俊輔訳 (2005) 『確率と統計 不確実性の科学』青土社)。

Thoughts on the Terms and Conditions of Insurance Contracts (2)

Kichie Yoshikawa

Summary

Some Contracts involve "externality" (Prof. T. Uchida). I have also asserted that there is externality in the Insurance Contract. I will demonstrate this contention by theoretically analyzing the "law of large numbers" and the insurance pool as well as through an empirical research of Insurance History and Insurance Regulation.